

## 報告 4

長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の変更に係る専決  
処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和8年3月3日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

令和6年9月6日議会において議決された長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の締結について、協定金額の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

### 記

- 1 協定の目的 長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行
- 2 協定金額 「76,380,000円」を  
「74,813,067円」に変更
- 3 協定の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 古宮 洋二
- 4 変更の理由 協定締結後の入札の実施並びに施工実績等により、協定金額が減額となった。

令和8年2月16日

長与町長 吉 田 慎

